

平成 29 年 第 11 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 11 月 27 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮
8 番 大城 勇	9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆
11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫	13 番 志茂 政安
14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

2 番推進委員 金城 正弘

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

5 番農業委員 山城 学 6 番農業委員 杉本 雄靖

【議事日程】

日程第 1	議案第 56 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 57 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 58 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 59 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 29 年 第 11 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 11 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、2 番推進委員金城正弘委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 11 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 5 番農業委員山城学委員、6 番農業委員杉本祐靖委員です。次回調査委員が 5 番農業委員山城学委員、6 番農業委員杉本祐靖委員、3 番推進委員大城久委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (13 件) 日程第 2 議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (5 件) 日程第 3 議案第 58 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (1 件) 日程第 4 議案第 59 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (4 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 56 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番は米須の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。2 番は米須の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は米須の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転であります。5 番は大里の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は座波の 1 筆で、売買による所有権移転であります。7 番は座波の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は米須の 1 筆で、売買による所有権移転であります。9 番は大里の 1 筆で、5

	年間の使用貸借権の設定であります。10 番は真壁の 3 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は潮平の 1 筆で、売買による所有権移転であります。12 番は米須の 5 筆で、売買による所有権移転であります。13 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 56 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5 番は照屋の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。廃材置場及び進入路への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは 5 条の報告を致します。7 ページをお開き下さい。 申請地は、住宅及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 9 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 11 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 13 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 15 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「敷地拡張」に該当するため、廃材置場及び進入路への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 57 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 58 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 1 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、17 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。

	議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 58 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
調査員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 59 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、20 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。
	議案書を読み上げて説明(一部内容省略)
	29-57 は真壁の 1 筆で、10 年の賃借権の設定であります。アマランサスの就農開始であります。29-58 は大里の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。アマランサスの就農開始であります。29-59 は阿波根の 1 筆で 15 年間の使用賃借権の設定であります。マンゴーの規模拡大であります。29-60 は真壁の 1 筆で、8 年間の賃借権の設定であります。小菊の認定新規（一貫支援）であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。
会長	それでは議案 59 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人
	5 番農業委員 山城 学
	6 番農業委員 杉本 雄靖

--	--

